

大田市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第14号

大田市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

大田市建築基準法の施行に関する規則（平成17年大田市規則第168号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項」に改める。

第10条に次の4項を加える。

- 5 法第85条第5項又は法第87条の3第5項の規定による許可の期間の延長を申請しようとする者は、省令別記第44号様式による申請書の正本1通及び副本2通にそれぞれ第1項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
 - 6 第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
 - 7 市長は、第5項の許可の延長をしたときは、省令別記第45号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。
 - 8 市長は、第5項の許可の期間を延長しないときは、省令別記第46号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。
- 様式第4号の2及び様式第4号の4を次のように改める。

様式第4号の2(第7条関係)

工 事 監 理 者 報 告 書					
					年 月 日
建築主事 様		報告者 住所 氏名			
次のとおり工事監理者を選任(変更)したので報告します。					
1	確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
2	敷地の地名・地番				
3	建築物の用途				
4 選 任 (変 更 後)	工事監理者の資格及び氏名並びに建築士事務所の名称、郵便番号、所在地及び電話番号	①	()建築士 ()登録第 ()建築士事務所()登録第	号 号	
		②	()建築士 ()登録第 ()建築士事務所()登録第	号 号	
		③	()建築士 ()登録第 ()建築士事務所()登録第	号 号	
5 解 任	工事監理者の資格及び氏名並びに建築士事務所の名称		()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号 ()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号		
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 工事監理者が2人以上のときは、代表となる工事監理者を4欄の①に記入すること。
 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。

<p style="margin: 0;">工 事 監 理 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">建築主事 様</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">工事監理者 住所</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">氏名</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">()建築士 ()登録第 号</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">()建築士事務所()登録第 号</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">電話() ー</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり工事監理状況を報告します。</p>				
1	建築主の住所氏名			
2	建築物の名称及び所在地			
3	工事施工者の住所氏名			
4	建築物の用途及び構造			
5	確認年月日及び番号	号	年	月 日 第
6	工事完了予定年月日	年	月	日
7	委託を受けた工事監理の期間			
8	第8条の各号に掲げる工事の工事監理状況	別紙のとおり		
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 工事監理者が2人以上のときは、報告者は代表となる工事監理者とするこ
と。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。
- 4 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、7欄は、工事監理の予定期間
を記入すること。

(裏)

工事の内容			
確認年月日	年 月 日	確認を行った 工事監理者の 資格及び氏名	()建築士()登録第 号
確認事項			
工事監理者が確認している状況を示す写真			
工事の内容			
確認年月日	年 月 日	確認を行った 工事監理者の 資格及び氏名	()建築士()登録第 号
確認事項			
工事監理者が確認している状況を示す写真			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。